令和９年度港区立小学校

イングリッシュサポートコース講師採用選考実施要項

令和８年１０月
港区教育委員会

この採用選考は、港区立小学校のイングリッシュサポートコース講師採用候補者を決定するために実施するものです。

１　受験資格

以下の１～４の条件を全て満たす人
１　以下の①～④のいずれかに該当する人
　① 小学校教諭免許状を保有する人
　② 中学校教諭免許状（英語）を保有する人
　③ 高等学校教諭免許状（英語）を保有する人
　④ 上記①～③と同等以上の力量があると認められる人
２　児童への学習指導の実務経験がある人（海外での実務経験可）
３　以下の①～④が円滑にできる人
　① 日本語及び英語での日常会話
　② 英語での教科の指導
　③ スタッフ等との日本語でのコミュニケーション
　④ 学校だより等の外国人家庭向け配布物の英訳
４　港区立小学校の国際理解教育に理解と熱意のある人

２　採用予定期間

原則として令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで（試用期間あり）
※令和８年度中に前倒しで採用となる場合があります。その際は、個別に連絡いたします。

３　選　考

（１）第一次選考（書類選考）

提出書類	１　履歴書（３ヵ月以内の写真添付） ２　応募に際しての抱負（４００字程度、様式自由） 　英語の場合は、日本語訳を記入してください。 ※　第二次選考合格の段階で資格証明の必要書類を提出していただきます。
申込期間	令和８年１０月３０日（金）から１１月２７日（金）　午後５時まで
一次合格発表	令和８年１１月３０日（月）以降、郵送又は電話連絡

（２）第二次選考（面接）　第一次選考合格者のみ

選考日時	令和８年１２月中旬～下旬の教育委員会事務局が指定する日
選考会場	港区立東町小学校（港区南麻布１－８－１１）（予定）
選考方法	人物及び職務に関連する知識などについて、面接により行います。
二次合格発表	令和９年１月中旬までに、郵送又は電話連絡

４　申込手続

（１）申込方法　電子申請又は郵送（郵送は下記提出先まで）
（郵送による場合は、封筒の表に赤字で「イングリッシュサポートコース講師採用申込」と明記し、簡易書留等で郵送してください。（１１月２７日（金）必着））

港区ホームページ＞区政情報＞人事・採用情報＞採用等の募集情報＞会計年度任用職員の募集（アルバイト以外）＞令和９年度港区立小学校イングリッシュサポートコース講師募集
から申込みができます。右記の二次元バーコードからも申請できます。

（２）申込期間　令和８年１０月３０日（金）から１１月２７日（金）　午後５時まで

５　勤務条件

（１）報酬　　「港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき港区教育委員会が定める時間単価によります（試用期間中も同等の時間単価とします。）。
【参考】：令和８年度時給（地域手当相当額を含む。）：2,029 円から 3,619 円　（教育職員等の経験年数による。）
① 上記の金額は現在の時給です。採用されるまでに給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。
② 初任給は勤務経験等があれば、その内容に応じ加算されます。
その他、通勤手当（上限 150,000 円/月）等の諸手当が支給されます。また、要件を満たした場合、期末手当及び勤勉手当が支給されます。
③ 給与は勤務実績に基づき、翌月に支払います。（例：４月勤務分は５月に支給）

（２）勤務時間・休暇
① ８：００～１６：００の内、１日最大７時間（休憩時間除く。）
週５日間（月曜日から金曜日まで）
休憩時間は勤務時間の内４５分間
② 休日は土日、祝日（月２回程度、土曜授業がある日は勤務日となります。）
時間外労働は基本的にはありません。
③ 年次有給休暇が付与されます。日数は港区の条例によります。

（３）加入保険　要件に該当した場合、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入

（４）主な勤務場所　港区立東町小学校又は港区立南山小学校

（５）勤務内容
① 担任と連携・協力した学級指導
② 実技系教科（理科・音楽・図画工作・体育・家庭等）における英語での教科指導（実技系教科は、担任又は専科教諭等と一緒にＴＴ（ティーム・ティーチング）指導を行います。）
③ 算数・国語等における英語での教科指導
（算数・国語等は、外国人児童を対象に別室にて英語での少人数指導を行います。）
④ 外国人児童に対する初歩的な（基礎的な）日本語指導
⑤ 外国人児童への学習指導にかかわる各教科年間学習指導計画や教材等の英語版資料の作成、英語版通知表等の作成
⑥ 学校・ＰＴＡからの配布物の英訳作業（外国人家庭向け配布物の英訳作業）
⑦ 外国人児童・保護者からの相談等に英語で対応
⑧ その他イングリッシュサポートコースにかかわる教育委員会事務局からの依頼事項

６　特記事項

（１）令和８年１２月２５日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

（２）特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じます。

提出・問合せ先
〒１０５－８５１１
東京都港区芝公園１－５－２５
港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課（７階７０９番窓口）
電話　　０３－３５７８－２８３３